

## 徳島県薬剤師・薬局機能強化及び多職種連携対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 厚生労働省の策定した「患者のための薬局ビジョン」及び薬剤師・薬局のあり方等に関する厚生労働省の取組を踏まえ、薬剤師・薬局の機能強化及び多職種による連携体制を構築し、ポリファーマシー対策をはじめとする薬剤師・薬局のあり方に係る地域の課題解決を図るため、徳島県薬剤師・薬局機能強化及び多職種連携対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域における薬剤師・薬局の機能強化や多職種連携体制の構築に関すること
- (2) ポリファーマシー対策をはじめとした薬剤師・薬局のあり方に係る地域の課題に関すること
- (3) ポリファーマシー対策をはじめとした地域の課題に関する多職種による情報交換に関すること
- (4) その他地域の薬剤師・薬局のあり方に関する必要なこと

### (組織)

第3条 協議会の委員は、14名以内で、別表に掲げる関係団体の者とする。

- 2 協議会に会長、副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 会長は、所掌事務の執行にあたり、委員に加え、必要な人員を招集することができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、徳島県保健福祉部薬務課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、最初の会議は徳島県保健福祉部長が招集する。

### 附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

徳島県薬剤師・薬局機能強化及び多職種連携対策協議会名簿

| 所 属 団 体 等             |
|-----------------------|
| 一般社団法人徳島県薬剤師会         |
| 一般社団法人徳島県医師会          |
| 一般社団法人徳島県歯科医師会        |
| 公益社団法人徳島県看護協会         |
| 公益社団法人徳島県理学療法士会       |
| 特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会 |
| 公益社団法人徳島県栄養士会         |
| 徳島県病院薬剤師会             |
| 徳島市地域包括支援センター         |
| 徳島文理大学薬学部             |
| 徳島大学薬学部               |